

金融機関の金利の最高限度に関する件

昭和二十三年一月十日大蔵省告示第四号

最終改正 平成十五年二月二十八日金融庁・財務省告示第四号

- 一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の当座預金又は当座貯金(外国政府、外国中央銀行及び国際機関の非居住者円勘定の預金及び貯金並びに外国通貨建ての預金及び貯金を除く。)の利率の最高限度 無利息
ただし、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会のそれぞれの系統機関相互間の預金の利率については、当分の間、これを適用しない。
- 一の二 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までに限り、金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この号において同じ。)の次に掲げる預金(預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)附則第二条の二に規定する預金等を除く。)及び貯金(農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第百二十一号)附則第三条に規定する貯金等を除く。)の利率の最高限度
 - イ 普通預金又は普通貯金(以下「普通預金等」という。) 別表第一に定めるところによるものとする。
 - ロ 別段預金又は別段貯金(以下「別段預金等」という。) 別表第二に定めるところによるものとする。
- 二 銀行の貸付の利率、手形の割引率及び当座貸越の利率の最高限度 年一五・〇パーセント
ただし、返済期限一年以上又は一件の金額百万円以下の貸付及び手形の割引、特別国際金融取引勘定において経理される貸付並びに外国通貨建ての貸出については適用しない。
- 三 信託会社(指定金銭信託資金)、保険会社(保険約款による契約者に対する貸付を除く。)及び農林中央金庫(系統機関に対する貸出を除く。)の貸付の利率及び手形の割引率については、前号の規定を準用する。

別表第一

項	金融機関	利率の最高限度
一	次項から第五項までに掲げる金融機関以外の金融機関	基準定期預金等の店頭表示利率(複数の基準定期預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も低いもの。以下同じ。)。ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における基準定期預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
二	基準日において、特別普通預金等を取り扱っていた金融機関(次項に掲げる金融機関を除く。)	基準定期預金等の店頭表示利率に、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率(複数の特別普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの。以下この欄において同じ。)から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値を加算した利率。ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
三	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る店頭表示利率を適用していた普通預金等及び特別普通預金等を取り扱っていた金融機関	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る普通預金等については第一項の利率の最高限度の欄に規定する利率とし、特別普通預金等については前項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
四	基準日において、普通預金等を取り扱っており、かつ、基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準日における想定定期預金等利率に変動値を加算した利率。
五	基準日において、普通預金等及び基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準週に公表された定期預金平均利率に変動値を加算した利率。

(注) 一 基準定期預金等とは、当該金融機関の最も小口の預入期間が一年の固定自由金利定期預金及び定期貯金をいう。

二 基準日とは、平成十四年二月二十五日をいう。ただし、同日より後に新たに営業を開始する金融機関については、最初の営業日を基準日とし、同日より後に金

融機関に係る合併、分割又は営業若しくは事業の譲渡(以下「合併等」という。)が行われた場合における合併後存続する金融機関、合併により設立される金融機関、分割により営業若しくは事業を承継する金融機関又は営業若しくは事業を譲り受ける金融機関については、合併等を行う日を基準日とする。

三 変動値とは、基準週以降に公表された直近の定期預金平均利率(公表日の翌日から起算して六日(公表日が平成十四年十二月第四週における場合は十日)を経過したもののうち直近のもの)から基準週に公表された定期預金平均利率を控除した値(当該値がない場合又は負の場合には零とみなす。)

四 基準週とは、基準日を含む週をいう。

五 定期預金平均利率とは、日本銀行がインターネットを利用して公表する預入金額が三百万円未満であって、預入期間が一年の定期預金の一週間平均年利率をいう。

六 特別普通預金等とは、基準日において、当該金融機関の基準定期預金等の店頭表示利率を超える店頭表示利率(店頭表示利率に上乗せ利率を加算するもの(当該上乗せ利率を加算する取扱期間の定めがないものに限る。))として広く一般に取り扱っている普通預金等に適用している店頭表示利率に上乗せ利率を加算した利率を含む。)を適用している普通預金等をいう。

七 想定定期預金等利率とは、当該金融機関の普通預金等の店頭表示利率(複数の普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの)に、基準週に公表された定期預金平均利率から基準週に日本銀行がインターネットを利用して公表した普通預金の一週間平均年利率を控除した値を加算した利率をいう。

別表第二

項	別段預金等	利率の最高限度
一	次項に掲げる別段預金等以外の別段預金等	当該金融機関の普通預金等に適用される利率の最高限度。ただし、別表第一第三項に掲げる金融機関については、別表第一第一項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
二	平成十四年二月二十五日において締結している別段預金等に係る契約であって、契約上現に利率が定められている別段預金等(金融機関が利率を任意に変更し得るものを除く。)	当該契約において定める利率。